

「経営者層のための実践的マネジメント講座」実施業務 公募型プロポーザル説明書

1 業務概要

(1) 業務の目的

県内企業においてイノベーションの機運を醸成し、イノベーションを実現していくため、県内企業の経営者等を対象とした講座を開催することにより、実践的マネジメント能力の習得に加え、人材育成の重要性やリーダーとしての役割の認識を高めるとともに、県内企業のネットワークの促進を図る。

(2) 業務の名称

「経営者層のための実践的マネジメント講座」実施業務

(3) 業務内容

別紙「経営者層のための実践的マネジメント講座」実施業務仕様書のとおり

(4) 履行期間

契約締結の日から平成32（2020）年2月28日まで

(5) 予算額

5,260千円（消費税及び地方消費税を含む。）

2 注意事項

(1) 公募型プロポーザル参加資格確認申請書提出期限

平成31（2019）年5月8日（水）午後5時

(2) 仕様書等に対する質問書提出期限

平成31（2019）年5月16日（木）午後5時

(3) 上記(2)に対する回答日等

平成31（2019）年5月20日（月）までに、公募型プロポーザル参加者全員に回答する。

(4) 公募型プロポーザル参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）について

- ① 公募型プロポーザル参加希望者は公告で定める公募型プロポーザル参加資格要件に応じ、申請書（別紙様式）及び企業概要（別紙様式）を提出すること。
- ② 申請書及び前号に定める必要な書類（以下「申請書等」という。）の作成に要する費用は、公募型プロポーザル参加希望者の負担とする。
- ③ 申請書等に虚偽の記載をした者については、指名除外措置を行うことがある。
- ④ 申請書等の提出は、持参又は郵便等による。郵便等による提出は、一般書留郵便、簡易書留郵便及び一般信書便事業者又は特定信書便事業者の提供するサービスでこれらに準じるものに限る。（民間宅配事業者のいわゆる「メール便」はこれに当たらない。）

(5) 提案書提出場所及び期限

① 提案書提出場所

広島県商工労働局産業人材課

② 提案書提出期限

平成31（2019）年5月22日（水）午後5時

(6) 提案書に関するプレゼンテーション

- ① 実施場所 〒730-8511 広島市中区基町 10 番 52 号 広島県庁本館 103 会議室
- ② 実施日時 平成 31（2019）年 5 月 24 日（金）時間については別途プロポーザル参加者に通知する。
- ③ 出席者 公募型プロポーザル参加資格を有している事業者
- ④ 内 容 企画提案者によるプレゼンテーション
1 提案者当たりの説明時間は 30 分以内とし、内訳はプレゼンテーション 20 分、質疑応答 10 分とする。（予定）

(7) 仕様書について

- ① 仕様書に対する質問がある場合は、上記「2(2)仕様書等に対する質問書提出期限」までに、仕様書等に対する質問書（別紙様式）を提出すること。
- ② 上記の質問に対する回答については、公募型プロポーザル参加資格を有する者のした質問にのみ回答する。

(8) 提出された提案書について

- ① 提案書提出後、県から提案書の内容について質問を行い、また補正を指示する場合がある。
- ② 提案書提出後、提案を取り下げる場合は、取下願（別紙様式）を提出するものとし、取下願の受理をもって、公募型プロポーザルの参加辞退とする。
- ③ 提出された提案書は、取下願を提出した場合も含め、返却しない。
- ④ 提案書は、本業務受託候補者の選定以外に提案者に無断で使用しないものとする。
ただし、広島県情報公開条例に基づき公開する場合には、使用することがある。

(9) 最優秀者として選定されなかった者に対する理由説明等について

- ① 最優秀者として選定されなかった者に対しては、その旨を書面により通知する。
- ② 上記の通知を受けた者は、広島県商工労働局産業人材課に対してその理由説明を求めることができる。
- ③ この説明を求める場合は、平成 31（2019）年 5 月 31 日（金）までに、その旨を記載した書類を提出すること。
- ④ 上記に対する回答は、平成 31（2019）年 6 月 3 日（月）までに、書面により行う。

(10) 支払条件

業務完了後の一括払いとする。

(11) 手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

(12) 参加者の負担について

公募型プロポーザル参加資格確認申請書及び提案書の作成及び提出に関する費用は、提出者の負担とする。

(13) 公募型プロポーザル参加資格確認申請書及び提案書に虚偽の記載をした場合には、提出された公募型プロポーザル参加資格確認申請書及び提案書を無効とするとともに、指名停止の措置を行うことがある。

3 契約事項

(1) 公募型プロポーザルに関する要領

公募型プロポーザル事務処理要領に基づき執行する。

(2) 契約の締結

最優秀者として選定された者とその提案書について協議を行い、協議が整った場合に、県の契約職員が別途定める予定価格の範囲内で契約を締結する。この協議の際、提出された提案書の内容を一部変更する場合がある。

また、契約候補者との協議が整わない場合は、次点の企画提案者と協議を行い、契約を締結することがある。

(3) 契約規則

広島県会計規則及び広島県契約規則に基づき施行する。

(4) 契約保証金

公告に定めるとおり

(5) 地方自治法第234条の3の規定に基づく長期継続契約

適用なし

4 添付書類

- 公告の写し
- 契約書（案）
- 仕様書
- 経営者層のための実践的マネジメント講座実施業務企画提案書作成要領
- 公募型プロポーザル参加資格確認申請書（様式）
- 企業概要（様式）
- 仕様書等に対する質問書（様式）
- 提案書提出（様式）
- 取下願（様式）

【問い合わせ先】

広島県商工労働局産業人材課 担当 岩本

電話 082-513-3420（ダイヤルイン）